

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード



吹き抜ける風が肌に心地よく感じられるころとなりました。
4月に新たに入国した技能実習生たちも各自の実習先へ配属され、気持ちも新たに技能実習に取り組み始めています。まだまだ不慣れなところも多いかと思いますが、組合としても全力でサポートさせていただきます。



育成就労制度の基本方針と関係省令について

3月11日に育成就労制度の運用の基本方針が閣議決定されました。今後、分野別の運用方針が整えられる予定となっています。現時点の最新情報についてお伝えいたします。

▶ 転籍・受入れについて

- ・ 本人意向による転籍者は、転籍先受入れ機関の育成就労外国人全体の3分の1以下とする
- ・ 地方の受入れ機関においては、受入れ機関及び監理支援機関が優良であることを条件として、基本人数枠に対して受入れ人数枠を3倍とする
- ・ 来日渡航費などの初期費用については、一律の標準額に加え、期間に応じ傾斜をつけて按分し、育成就労外国人が在籍した期間が短いほど転籍先が多くの費用を負担するようにする

▶ 育成就労実施者(受入れ機関)の要件厳格化

- ・ 受入れ機関については、過去1年以内に解雇や雇い止めなどの「非自発的離職者」を発生させた場合には、育成就労外国人の受入れを認めない

▶ 日本語教育・日本語能力要件

- ・ 育成就労開始前までに、A1相当(N5相当)の日本語能力の試験に合格するか、受入れ機関が費用を負担し入国後にA1相当(N5相当)講習を受講する仕組みを導入する
- ・ 育成就労開始後は、3年の育成就労期間中に100時間以上の日本語教育を提供する

▶ 外国人が従事できる業務範囲の拡大

- ・ 技能実習制度での「関連業務」「周辺業務」の区別は撤廃し「必須業務」は、育成就労の期間の3分の1以上従事すれば、育成就労計画の認定を受けることができる



■日本語教育アプリ「げんばのにほんご」について

日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、スキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。

本アプリは、技能実習先における現場の言葉や会話の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は無料です。

言語は「英語」「中国語」「ベトナム語」「インドネシア語」

「カンボジア語」「タイ語」「タガログ語」「ミャンマー語」の8言語

職種は「機械・金属関係職種」「食品製造関係職種」「建設関係職種」

「農業関係職種」「繊維・衣服関係職種」「漁業関係職種」の6職種

に対応しています。



▶ iPhoneをお使いの方 QRコード



▶ Androidをお使いの方 QRコード



■技能実習生へのトラブル防止のための生活指導をお願いいたします

技能実習生・特定技能者同士でのトラブルを防ぐために、下記の点について指導を行っていただければと思います。

- 金銭の貸し借りは行わせない
- お酒が入る場では、節度を持った対応を心がけさせる
- ケンカが発生した場合には、可能な限り早期に仲裁をし、原因の確認と対応を行う
- 賭博行為は禁止させる
- 職場での人間関係がギクシャクしている場合に、早期の確認と対応を行う



■技能実習生・特定技能者の一時・途中帰国時の組合職員による送迎費徴収について

弊組合では、技能実習生・特定技能者の帰国の際の空港への送迎対応を、追加費用をいただかない形で行っておりますが、近年の物価・人件費・ガソリン代等の高騰により、送迎に関する費用負担が大きくなってまいりました。

弊組合といたしましてもコスト削減に努めてまいりましたが、今回、やむを得ず送迎に関する費用を徴収させていただくこととなりました。誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆自己都合による一時帰国・途中帰国

技能実習生・特定技能者本人より片道5,000円
(高速道路代・ガソリン代・駐車場代他)

◆2号から3号移行時の1ヶ月以上の一時帰国

実習実施者様より1社5,000円
(高速道路代・ガソリン代・駐車場代他)

◇新規入国時・満期帰国時

現行通り送迎費は徴収いたしません



■組合による監査を実施いたします

5月7日から19日の予定で組合による監査を実施します。訪問日程は配布しております予定表をご確認ください。

監査に際しては組合よりお渡しさせていただいているファイル内にあるチェックシートで自主点検を実施していただき、監査がスムーズに行えるように準備をお願いいたします。



■高橋和秀さんの技能実習生達の家庭菜園

実習実施者の高橋和秀さんはビニールハウスの一部を技能実習生達の家庭菜園の場所として利用してもらっています。

技能実習生は自分の好きなパクチーやクウシンサイ等、ベトナムでも人気の野菜を栽培しており、それらを美味しく食べています。



■在留カードの携帯指導と紛失時の対応について

↓必ず携帯！



在留カードは、許可を受けて日本に在留していることを証明する大切なものです。

警察官等から身分の照会を求められた場合、在留資格や身分をすばやく確認することができるものであり、必ず身に付けて持つものです。誰かに貸したり譲ったりはしてはいけません。

また、在留カードを無くした場合には、14日以内に出入国在留管理庁へ再交付の申請が必要となります。

指導とあわせて、定期的な在留カードの携帯確認をしていただき、紛失していた場合には組合へご連絡ください。

今後の行事予定

5月1日(木)	技能実習生入国 ベトナム1名・インドネシア5名
5月2日(金)	技能実習生配属 ベトナム4名・インドネシア14名
5月7日(水) ~19(月)	組合による監査
5月29日(木)	技能評価試験:構造物鉄工作業(専門級) 場所:岩瀬鉄工建設